

## 国の行政機関の定員の純減方策について（最終取りまとめ）（案）

政府は、簡素で効率的な政府の実現に向け、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定。以下「重要方針」という。）において、国・地方を通じた総人件費改革の実行計画を定めた。国の行政機関の定員（33.2 万人）について、厳格な定員管理に加えて業務の大胆かつ構造的な見直しを行うことにより、5 年間で 5 %以上の純減を実現することは、その重要な一環である。

「行政減量・効率化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）は、このような国の行政機関の定員の純減に向けた個別具体的な取組の検討を行うため、内閣総理大臣の委嘱を受け、本年 1 月末に発足した。発足以来今日まで、業務の大胆かつ構造的な見直しを行うこととされた重点事項について順次関係各省から集中的にヒアリングを実施し、3 月 30 日には中間取りまとめを行った。その後も関係各省からのヒアリングを重ね、定員の純減に向けた検討を行ってきた。この最終取りまとめは、そうした有識者会議としてのこれまでの検討結果を取りまとめたものである。

有識者会議は、中間取りまとめにおいて、関係各省の検討状況について、一部の論点を除いて関係各省自らが改革に取り組む姿勢が不十分であると評価せざるを得なかった。その後、検討を重ねることにより、関係各省の定員純減に向けた取組状況は一定程度評価し得るものに改善された。

しかしながら、業務見直しの取組に終わりはない。政府においては、今後とも、事務・事業の更なる見直しに取り組み、改革を推進する必要がある。その際、事務・事業が必要とされる政策の在り方にまで踏み込んで見直しを行っていく必要がある。

重要方針では、上記の目標の実施に向けて個別具体的な取組の検討を要するものについて、遅くとも 6 月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定することとされている。その際、この最終取りまとめにおける有識者会議の見解を十分に活用することを期待する。

（注）重要方針の閣議決定から最終取りまとめまでの検討経緯については、別紙 1 参照

## 1 有識者会議の基本的考え方

### （1）総人件費改革の実現に向けた更なる努力

現下の国・地方を通ずる厳しい財政状況に照らせば、総人件費改革の実現は避けて通れない重要な課題である。国民の期待は、単なる人員削減でなく公務の生産性向上にある。そのためには、国で行っている業務を、「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」を可能な限り追求する観点から抜本的な見直しを行っていかねばならない。今回の総人件費改革を単なる人員削減に終わらせないためにも、今後とも様々な手段により、公務の生産性向上に努めていく必要がある。

行政機関全体として 5 年 5 %以上の純減を確保していくためには、とりわけ有識者会議で取り上げた事項について、5 %をはるかに超える純減を行っていくことが欠かせない。また、総人件費改革では、地方公務員についても 5 年間で 4.6%以上の純減確保に向けた取組を要請している。有識者会議としても、各地方公共団体などの他の主体における積極的な取組が行われることを期待したい。

なお、総人件費改革については、国民の厳しい目が向けられてきたことの 1 つの表れとして、インターネットを通じて国民から 4,000 件超に及ぶさまざまな御意見を頂いた。

その内容は総じて、行政の活動が国民の負担で賄われていることを踏まえ、国民のニーズに応じ、必要な部分は公務に残しつつも、簡素で効率的な行政を期待するものであったといえる。有識者会議としての検討を行うに当たっては、国民から寄せられた御意見を毎回参考とさせていただきながら議論を進めてきた。今後の政府における業務見直しの検討に当たっても、国民の視線を十分意識して取り組むことが重要である。

(注) 国民から寄せられた御意見については、参考 参照

## (2) 事務・事業の見直しの意義

重要方針に示された5年間で5%以上の定員の純減の目標を達成するためには、何より毎年度の厳格な定員管理を行うことにより、一層の定員の純減の確保に努める必要がある。しかし、これにより確保し得る定員の純減規模には自ずから限度がある。したがって、この目標達成のためには、社会経済情勢や行政ニーズの変化に適切、的確に対応し、業務を大胆かつ構造的に見直して、国が行うべき事務か、国家公務員が担うべき事務かなど事業の要否及び主体について仕分けを行い、事務・事業の大胆な整理、包括的・抜本的な民間委託(官から民へ)、非公務員型独立行政法人化などの事務・事業の削減を強力に進める必要がある。

検討に当たっては、二つの意味で組織マネジメントの効率性向上が重要であることを指摘したい。第一は、国民に直接的な行政サービスの提供ではなく行政機関に対する調整業務等を行う部門について、その在り方を積極的に見直して業務効率を向上させることである。第二には、そうした間接的な行政部門に限らず、各部門内の管理業務について、ITの活用と業務フローの見直し等により抜本的なスリム化を図ることである。

### ) 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

これまで実施している事務・事業であっても、社会経済情勢の変化、政策の大きな転換に伴う行政ニーズが変化した場合、それに合わせた業務の大胆な整理が必要である。その際には、引き続き国が業務を行うことが必要又は適当であるかどうかを検証し、国が行う必要がないか又は国が行うことが適当でない業務については、業務そのものを廃止するなど抜本的に国の役割を縮小し、定員の純減を行うべきである。

### ) 包括的・抜本的な民間委託等

引き続き国が責任を持つべき業務分野であっても、そのすべてを国家公務員が直接実施する必要があるわけではない。民間に委ねることが可能と考えられる分野であるか、国が直接行うよりも、民間の知見やノウハウを活用することにより、国民に対してより効率的・上質なサービスの提供が可能と考えられる分野については、これまで以上に民間委託の手法を積極的に活用すべきである。

民間委託については、これまでも業務の一部について実施されているが、民間委託の手段の一つとして、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(案)に基づき市場化テスト(官民競争入札)が導入されることなどを踏まえ、今後は、できる限り業務全体について包括的・抜本的な民間委託を進めるべきである。その際、官における事務・事業の見直しは、公共サービスの提供が効果的かつ効率的になっているかについて自ら見直すことが必然となってきたことに留意する必要がある。

### ）非公務員型独立行政法人化

国の行政機関が行っている業務のうち、政策の企画立案と実施とをできる限り分離し、後者のうち、国として直接実施する必要はないがなお完全に民間に委ねることが適当でない業務を独立行政法人化することを検討すべきである。その際、公権力の行使の主体は公務員でなければならないとの反論がしばしばなされるが、非公務員型の独立行政法人であっても、法律上の権限付与により公権力の行使の業務を行うことは可能であり、これまで国が実施している業務が円滑に実施できなくなるとの懸念は、必要な法的手当てを適切に講じることにより対処可能である。

独立行政法人化により、行政機関の本体を簡素で効率的なものとし、政策の企画立案に資源を効果的に集中させることが可能となる。法人化される部門にとっても、工夫により国民へのサービスの効率性や質を一層向上させ得る仕組みとして有効である。

独立行政法人の職員の身分は、非公務員が原則である。公務員であることに伴う制約がなくなることで、民間企業・研究者との自由な人事交流の実施や、インセンティブを引き出すような給与体系が可能となるメリットがある。また、業務の性質に応じて民間資金の導入等も可能となる（注）。

（注）独立行政法人には運営費交付金が交付されるため、人員削減に実質が伴っていないとの批判がなされることがあるが、非公務員型独立行政法人化は、民間委託の推進等と同様、組織マネジメントの上で重要な要素である職員の人事管理面を含めて、より民間に準じた経営努力を可能とするものであることに留意する必要がある。

今回の検討では、一部の事項の非公務員型独立行政法人化について結論が得られたが（注）これは、有識者会議として、その他の部分の業務について独立行政法人化がなじまないと判断したものではない。そもそもこのような検討が必要な業務は、今回有識者会議で取り上げた事項に限られるものではない。政府のあらゆる業務について不断の見直しを行い、政策の企画立案と実施とをできる限り分離して、引き続き非公務員型の独立行政法人化について検討を行うことが望まれる。

（注）今回、非公務員型独立行政法人化の検討を要請したのは、森林管理関係、国立高度専門医療センター関係、登記・供託関係、国有財産管理関係、官庁営繕関係、国土地理院関係、自動車登録関係及び気象庁関係である。このうち、結論が得られたものは、森林管理関係のうち人工林関係業務、国立高度専門医療センター関係及び気象庁の気象研究所である。

### ）その他の取組（地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化等）

政府全体としての定員の純減目標の達成を確実なものとするためには、有識者会議が検討対象として取り上げた事項以外についても、今後、総人件費改革の実施期間を通じて、業務の執行体制や運営方法について不断の見直しを行い、業務運営の効率化を通じた定員の削減を進めることが必要である。

この関連で、重要方針中にも挙げられていた事項のうちの横断的な取組である地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化が重要である。後者については、人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の各省共通の内部管理業務についても、スリム化を進めることが重要である。

こうした取組は、国の行政機関の定員管理・組織管理や電子政府の推進などを担当する総務省行政管理局が、毎年度の予算編成過程等を通じてこうした取組を徹底していく必要がある。

## 2 有識者会議における検討状況

(注) 管理業務の効率化など、全事項に共通する事項についての指摘については、事項ごとの記載を省略している。

### (1) 重点8事項等について

重要方針に列挙された重点8事項については、1月6日の閣僚懇談会において、行政改革担当大臣から関係閣僚に対して、業務の大胆かつ構造的な見直しを行い、定員の大幅な純減のための具体的な方策を検討し、報告するよう要請を行った。その後、3月にヒアリングを一巡し、必要に応じて4月以降再ヒアリングを行った。重要方針に列挙された重点8事項に対する有識者会議としての指摘は、以下のとおりである。

各論

### (2) 追加検討要請事項等について

追加検討要請事項については、関係各省において自ら定員の純減に向けた業務の大胆かつ構造的な見直しを行い、個別具体的な取組方針を検討し、報告するよう、2月10日の閣僚懇談会で行政改革担当大臣から関係閣僚に対して要請を行った。その後、4月の会議において、関係各省から検討状況の報告を聴取した。また、防衛施設関係については5月に防衛庁から報告を聴取した。追加検討要請事項等に対する有識者会議としての指摘は、以下のとおりである。

各論

### (3) 地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化

【P】5月19日の会議で、総務省行政管理局からの報告を聴取の上で整理の予定

### 3 配置転換、採用抑制等の枠組みについて

個別事項について事務・事業の見直しを行い、国の行政機関の定員の純減を進めるに当たっては、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（案）第45条第2項にも示されたとおり、これら事務・事業に従事する職員の異動を円滑に行うため、府省間を含む配置転換や研修、採用抑制の仕組みを構築し、実行していくことが必要である。配置転換、採用抑制等の取組を進めるに当たっては、職員の雇用の確保を図ることが重要であると同時に、公務能率の維持・向上にも十分配慮することが必要である。また、その円滑な推進のため、職員及び職員団体の理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

これについては、去る3月31日の行政改革推進本部において、「総人件費改革の実行に伴う国家公務員の配置転換、採用抑制等の枠組みについて」（別紙 参照）が了承された。その内容については、配置転換、採用抑制等を円滑に進めるための全体計画を策定し、内閣に国家公務員雇用調整本部（仮称）を設置して政府全体で配置転換、採用抑制等の取組を進める体制を整えるなどとともに、国の行政機関以外への移籍等に係る措置にも取り組むなど、職員の雇用確保を図りつつ多様な選択肢を提示することにより円滑な異動を進めることが検討されているものと考え、雇用調整本部の早急な体制作り等一層の努力が求められる。

要合理化部門からの配置転換の受入れのために、平成19年度から22年度までの間、職域・職種によっては少なくとも3割程度の採用抑制が必要と見込まれているが、具体的には個別事項の定員純減により必要となる配置転換数に見合った分の採用抑制が必要となるものであり、人数の早急な精査が必要である。

配置転換の円滑な実施のためには、地域、年齢、職種などの要素をも考慮しつつ進めるとともに、受入れ機関等における適切な育成・研修や配置に努めるなど、公務能率の維持・向上にも配慮することが求められる。

## 行政減量・効率化有識者会議

座長	いいた 飯田	まこと 亮	セコム株式会社取締役最高顧問
座長代理	あさくら 朝倉	としお 敏夫	読売新聞東京本社常務取締役論説委員長
	おうみ 逢見	なおと 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
	おきな 翁	ゆり 百合	(株)日本総合研究所主席研究員
	おばた 小幡	じゅんこ 純子	上智大学大学院法学研究科教授
	かしたに 榎谷	たかお 隆夫	日本公認会計士協会理事
	きくち 菊池	てつろう 哲郎	毎日新聞社論説委員長
	たかはら 高原	けいいちろう 慶一郎	ユニ・チャーム株式会社代表取締役会長
	とみた 富田	としき 俊基	中央大学法学部教授
	ふなだ 船田	むねお 宗男	フジテレビジョン報道局解説委員主幹
	みやわき 宮脇	あつし 淳	北海道大学大学院法学研究科教授
	もり 森	さだのり 貞述	愛知県高浜市長